

○総務省告示第三百六十八号

平成十九年総務省告示第五百四十七号（郵政民営化に関する法人税及び相続税に係る課税の特例に関する省令第二
条第一項及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令附則第三条の規定により読み替えられる改正前の租税
特別措置法施行規則第二十三条の二第九項に規定する総務大臣の証明に関する手続を定める件）の一部を次のように
改正し、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十二月一日

総務大臣 武田 良太

別記様式第一及び別記様式第二中「氏 名

印」を「氏

名」に改める。